

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市世継

佐 竹 吉 雄

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と
生年月日は記載していません。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員佐竹吉雄氏の任期は、令和 3 年 12 月 31 日で満了となるが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市醒井

鏑 田 鉄 雄

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と
生年月日は記載していません。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員鏑田鉄雄氏の任期は、令和 3 年 12 月 31 日で満了となるが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市小田

筒井利之

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と
生年月日は記載していません。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

人権擁護委員筒井利之氏の任期は、令和 3 年 12 月 31 日で満了となるが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市顔戸

須 戸 三重子

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と
生年月日は記載していません。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員須戸三重子氏の任期は、令和 3 年 12 月 31 日で満了となるが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市藤川

高 木 明 美

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と
生年月日は記載しておりません。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員山田哲代氏が、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として高木明美氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市井之口

富 田 正 孝

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と
生年月日は記載していません。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員三輪隆氏が、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として富田正孝氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。